成年後見制度利用までの流れ

法定後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でないため、財産の管理や福祉サービスの契約が一人ではできない

任意後見制度

将来に備え、公正証書で代理人（任意後見人）と契約を結ぶ

判断能力が不十分になったとき

（家庭裁判所）申立て

●後見･保佐･補助開始の申立て

＊申立ては

本人、配偶者、四親等内親族、市区町村長等

＜申立てに必要なもの＞

申立書、戸籍謄本、住民票、登記されていないことの証明書、診断書、財産目録など

●任意後見監督人選任の申立て

＊申立ては

本人、配偶者、四親等内親族、任意後見人等

（家庭裁判所）審判手続

審問：必要に応じ、裁判官による事情の聞き取り

調査：家庭裁判所調査官による調査（申立人、本人、後見人等候補者）

鑑定：後見と保佐は、本人の判断能力について鑑定

※省略される場合もあります

審判（家庭裁判所）

後見人等の選任

支援の開始